

1 設計確認審査料金 税込金額（括弧内は税抜金額）、単位：円

一戸建ての住宅部分 / 併	審査条件	設計確認審査料金	
	単独審査	44,000 (40,000)	
	併願審査	33,000 (30,000)	
共同住宅・長屋	審査条件	基本料金	戸当たり料金
	単独審査	88,000 (80,000)	4,400 (4,000)
	併願審査	60,500 (55,000)	3,300 (3,000)
・「基本料金 + 戸当たり料金 × 総住戸数」を設計確認審査料金とする。			

< 注意事項 >

※1 併願審査の場合の料金適用は、併願対象業務を評価審査機構に先行して申請したものとする。

※2 併願対象業務は、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査、BELS とする。

※3 設計変更確認申請の料金は、当初の審査条件により適用される料金（共同住宅・長屋にあつては、変更後の住戸数に応じて算定する。）の10分の5の額とする。ただし、次の場合は表 3-1 記載の料金を適用する。

- ①直前の設計確認申請を他機関で受けている場合
- ②計算方法を変更して申請する場合

※4 設計確認書及び設計変更確認書の再交付の料金は、書類一通につき5,000円（税込5,500円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（設計確認の内容に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき10,000円（税込11,000円）とする。

2 工事完了検査料金 税込金額（括弧内は税抜金額）、単位：円

併 一 用 戸 住 建 宅 の の 住 宅 部 /	検査条件	工事完了検査料金	
	単独検査	33,000 (30,000)	
	併願検査	27,500 (25,000)	
共 同 住 宅 ・ 長 屋	検査条件	基本料金	戸当たり料金
	単独検査	44,000 (40,000)	4,400 (4,000)
	併願検査	33,000 (30,000)	3,300 (3,000)
	・基本料金 + 戸当たり料金 × 総住戸数を工事完了検査料金とする。		

< 注意事項 >

※1 併願検査の場合の料金適用は、建設住宅性能評価と同時に行う場合に限る。また、共同住宅・長屋においては、全住戸を建設住宅性能評価の対象とする場合に限る。

※2 申請に係る住宅が島しょに存する場合で、施工関連の図書の審査をもって検査を実施する場合は表 3-2 記載の単独検査の料金を適用する。なお、現地にて検査を実施する場合については、表 3-2 記載の料金とは別に出張費を徴収する。

※3 設計確認書又は変更設計確認書を他機関から交付されている場合は、表 3-2 記載の料金に株式会社評価審査機構の設計確認審査の単独審査の申請がなされた場合に適用される料金を加算する。

※4 認証書の再交付の料金は、一通につき 5,000円（税込 5,500円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（認証の内容に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 10,000円（税込 11,000円）とする。